

第3回港湾運送事業における適正取引等推進のためのガイドライン検討委員会
議事概要

- 日時：令和7年12月3日（水）13:00-15:00
- 場所：中央合同庁舎第3号館10階港湾局会議室
- 議事：（1）港湾運送事業における適正取引等推進のためのガイドライン案について
（2）その他

■出席者

（有識者）

松田 琢磨 神奈川大学経済学部 教授
若林 亜理砂 駒澤大学法科大学院 教授

（オブザーバー）

（一社）日本船主協会 物流システム幹事会 アドバイザー
（一社）日本鉄鋼連盟 業務部長
（一社）日本港運協会 業務委員会 副委員長
日本内航海運組合総連合会 定期船輸送特別委員会 委員長
全国港湾労働組合連合会 書記長
（一社）日本貿易会 政策業務第二グループ長
（一社）日本自動車工業会 サプライチェーン委員会 物流部会 部会長
外国船舶協会 専務理事
全日本港湾運輸労働組合同盟 事務局長
（一社）日本港運協会 経営労働委員会 副委員長

＜関係省庁＞

公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課 企画官
農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 食品流通課
物流生産性向上推進室長
経済産業省 商務・サービスグループ 物流企画室 室長補佐
中小企業庁 事業環境部 課長補佐
国土交通省 海事局 外航課 国際海上輸送企画官
国土交通省 海事局 内航課 内航海運効率化対策官

＜事務局＞

国土交通省 港湾局 港湾経済課

■ 議事要旨

- 事務局（港湾局）から資料を説明し、委員からの発言の後、オブザーバーから意見を聴取し、質疑応答を実施。
- 下記の意見のほか、ガイドライン案本文についての意見も頂いた。

《主な意見等》（○委員、●オブザーバー、関係省庁、◎事務局（港湾局））

【1. 港湾運送事業の実態】

- 資料1を見ると、総利益率が下がっていても営業利益率はあまり影響を受けていないように見えるが、販管費を抑えているという背景はあるのか。
- 作業費は最低限確保しなければならぬ、販管費は企業努力で圧縮しているということの現れだと感じている。
- 年々企業の安定性が下がっていく中、ガイドラインを状況改善のきっかけにするという理解で問題ないか。
- 港湾運送事業は安定的な港湾物流の確保を継続することが求められており、今後人手不足や価格転嫁が出来ていない状況が続していくと継続性に問題が出てくるため、このガイドラインが実効性のあるものになっていただけたらありがたいと考えている。
- 港湾労働者は年齢が比較的年齢が高いのではないかと思っており、給与のデータについては、年齢等の条件を付さなければ正確に評価できない。
- 以前に実施したアンケート調査では港湾労働者の平均年齢はそれほど高くなく、トラックやタクシー業界よりも平均年齢は低い。
- 第1回検討委員会の資料を改めて見て、平成25年から令和5年の貨物量と人手の推移を比較すると、貨物量の減少量の方が大きい。これはあくまで全国の数字であり、地域、貨物、作業職種によって異なるのではないかと推測する。今後はできるだけ詳細にモニターする必要があるのではないか。
- ご指摘のようなデータ自体が十分取れるのか、実現可能性も含めて考えたい。
- ガイドラインの策定にあたっては、客観的なデータを示し、相互理解を深めた上で建設的な議論が必要。今回客観的なデータを提示いただいたところだが、窮状の実態が明らかになつたとまでは言い難い。
- 今回データを出させていただいたが、運賃交渉の時だけやり取りするのではなく、日ごろからコミュニケーションを取ってお互いの状況について理解を促進し、価格転嫁につなげていくことが重要である。

【2. その他】

- ガイドラインが実効性を持って運用されるためには、関係者への周知徹底、相談体制の整備、契約内容の明確化の徹底に加え、運用状況の継続的なフォローアップが不可欠。
- ガイドラインの公表後、一定の期間を置いて検証を行う場を設けるべき。
- まずは港湾運送事業者においてガイドラインに沿って進めていただく必要があるが、それも踏まえつつ、港湾局の取組全体としての「港湾労働者不足対策等アクションプラン 2025」のフォローアップをしかるべきタイミングで行なっていきたい。
- 海外の事業者も含めて広く周知を図るためには、外国語への翻訳が必要。
- 翻訳版については仮訳でも構わないので、概略だけではなく本文も翻訳していただきたい。
- 検討する。
- 労働者不足の状況については、KPI 等によってフォローアップする考えがあるのか。
- アクションプラン 2025 においてもアンケート形式で調査を実施しており、今後もフォローしていく必要があると考えている。
- 届出料金への規制緩和によりユーザーが優越的地位に交渉の状況が大きく変わったと考えている。この点について検証を行うべき。
- ご指摘の点は今回の検討会の議論の対象外であり、規制緩和と現在の状況との因果関係も明らかでない。
- 中小事業者が取引条件の交渉を行うにあたり、中小企業庁等でいろいろなサポートを行っているので、ノウハウのない事業者をそこに繋げるような取り組みを頂きたい。
- 承知した。
- 実効性の担保のため、中小企業をサポートする仕組みはあるといい。
- 協会非加盟の会社であって運賃単価がかなり低く費用負担力が低いアジア域内航路の船会社に対する周知方法を検討するべき。
- いくつかの非加盟船社については、日本の代理店宛て周知するなどが必要と考えている。
- 適正な料金収受に向けた取り組みには官民一体となって取り組む必要がある。
- 公正取引委員会及び中小企業庁との連携を通じて、企業が相談しやすい環境を作りたい。
- 周知徹底に加え、関係省庁との連携を図っていきたい。